

●広域交付は即日交付
できない場合もあります。

戸籍証明書等の請求書
(広域交付用)

受付時間 _____

川崎市 区長 殿 請求日:令和 年 月 日

※請求には官公庁発行の顔写真付きの本人確認資料が必要です。
※その他注意事項は裏面をご確認ください。

①対象者 (必要な戸籍)	本籍			
	フリガナ	明・大・昭・平・令/西暦		
②必要な証明の種類	筆頭者 (戸籍の初めに書かれている人)	年 月 日生		
	必要なものにチェックをつけて、通数を記入してください。		(職員記入欄)小計	
	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	450円	通	円
	<input type="checkbox"/> 除籍全部事項証明書(除籍謄本)	750円	通	円
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本	750円	通	円
	<input type="checkbox"/> 戸籍電子証明書提供用識別符号	400円	通	円
③必要な戸籍の範囲	<input type="checkbox"/> ()の現在の戸籍			
	<input type="checkbox"/> ()の死亡の記載があるもの			
	<input type="checkbox"/> ()が生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍	各	通	
	<input type="checkbox"/> ()の_____から_____までの在籍した戸籍			
	<input type="checkbox"/> ()と()の関係が分かるもの			
	<input type="checkbox"/> その他()			
④請求理由	<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 年金申請 <input type="checkbox"/> 旅券申請 <input type="checkbox"/> 勤務先へ提出 <input type="checkbox"/> 大使館へ提出 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	住所	電話番号		
⑤請求者 (窓口に来た方) ※続柄確認のため 請求者の本籍を記入してください	フリガナ	大・昭・平・令/西暦		
	氏名	年 月 日生		
	本籍	<input type="checkbox"/> ①の欄と同じ		
	フリガナ	<input type="checkbox"/> ①の欄と同じ 明・大・昭・平・令/西暦		
	筆頭者	年 月 日生		
	①の筆頭者との関係(請求できる人)			
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者(夫・妻) <input type="checkbox"/> 直系尊属(父・母・祖父・祖母) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子・孫)				
		有料	無料	円
		通	通	
		<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> 電子 <input type="checkbox"/> バーコード		
※領収書が必要な場合は現金支払いのみとなります。				

※戸(除)籍全部事項証明書と戸(除)籍電子証明書提供用識別符号の手数料が免除になります。
※原則、戸(除)籍電子証明書提供用識別符号の手数料が免除になります。
※いわゆる消せるボールペンで書かないでください。

(戸籍変遷欄)※出生～死亡など複数の戸籍を請求する場合は必要な戸籍を記載してください。

本籍		戸・除全 除改
筆頭者	フリガナ 明・大・昭・平/西暦 年 月 日生	通
本籍		戸・除全 除改
筆頭者	フリガナ 明・大・昭・平/西暦 年 月 日生	通
本籍		戸・除全 除改
筆頭者	フリガナ 明・大・昭・平/西暦 年 月 日生	通

No. _____
発行日 _____
/ _____
精算日 _____

(職員記入欄)					
本人確認	免・パ・個カ・写付住カ・特永証・在カ その他()	受付	照合1	照合2	交付

請求に当たっての注意事項

1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。

窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。

(代理人や郵送による請求はできません。)

請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

2. 本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

広域交付の請求の場合、官公庁が発行した顔写真付き証明書に限られます。

3. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。

記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

4. 対象者について

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について

筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。

記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍謄本又は除籍謄本に限られます。

請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には

広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

戸籍の管理状況や内容などにより、即日でのお渡しができない場合、または広域交付による発行ができない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。

行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

※戸(除)籍全部事項証明書と戸(除)籍電子証明書提供用識別符号を同時に取得する場合は原則、戸(除)籍電子証明書提供用識別符号の手数料が免除になります。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。